

文教厚生委員会 会議録

日 時 令和2年12月14日（月）

午前10時00分開会，午前11時45分閉会

場 所 第1委員会室

1 開 会

2 委員長挨拶

3 協議事項

(1) 付託された議案の審査

- ① 議案第64号 土浦市国民健康保険税条例の一部改正について
- ② 議案第66号 土浦市保育所条例の一部改正について
- ③ 議案第67号 土浦市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- ④ 議案第68号 土浦市療育支援センター条例の一部改正について
- ⑤ 議案第71号 土浦市老人デイサービスセンター条例の廃止について
- ⑥ 議案第73号 令和2年度土浦市国民健康保険特別会計補正予算（第2回）
- ⑦ 議案第74号 令和2年度土浦市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2回）
- ⑧ 議案第75号 令和2年度土浦市介護保険特別会計補正予算（第2回）
- ⑨ 議案第80号 土浦市社会福祉センターの指定管理者の指定について
- ⑩ 議案第81号 土浦市新治総合福祉センターの指定管理者の指定について
- ⑪ 議案第82号 土浦市障害者自立支援センターの指定管理者の指定について
- ⑫ 議案第83号 土浦市老人福祉センター「湖畔荘」の指定管理者の指定について
- ⑬ 議案第84号 土浦市老人福祉センター「うらら」の指定管理者の指定について
- ⑭ 議案第85号 土浦市ふれあいセンター「ながみね」の指定管理者の指定について
- ⑮ 議案第92号 土浦市生涯学習館の指定管理者の指定について

(2) 付託された陳情の審査

① 新規分

受理番号8

加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的助成制度の創設を求める陳情書

② 請願・陳情によらない意見書

不妊治療への保険適用の拡大を求める意見書（内々付託）

4 その他

(1) 各課からの報告

- ①令和2年度第1回土浦市総合教育会議の開催結果について
- ②茨城アストロプラネッツ及び鹿島アントラーズとのフレンドリータウン協定の締結（予定）について

5 その他

土浦市立認定こども園 土浦幼稚園の設置（案）について

6 閉 会

出席委員（7名）

委員長	塚原	圭二
副委員長	奥谷	崇
委員	田子	優奈
委員	目黒	英一
委員	矢口	勝雄
委員	下村	壽郎
委員	福田	一夫

欠席委員（1名）

委員 鈴木 一彦

説明のため出席した者（19名）

副市長	東郷	和男
副市長	栗原	正夫
教育長	井坂	隆
保健福祉部長	塚本	哲生
社会福祉課長	平井	康裕
障害福祉課長	加藤	史子
こども福祉課長	菊田	宏巳
こども相談課長	中川	光美
高齢福祉課長	水田	和広
国保年金課長	元川	宏
健康増進課長	羽成	信明
教育部長	羽生	元幸
参事	菊池	正和
教育総務課長	藤井	徹
学務課長	田中	裕之
文化生涯学習課長	中澤	達也

スポーツ振興課
図書館長
指導課長

根本 卓也
大貫 三千夫
中山 弘

事務局職員出席者

係 長 小野 聡

傍聴者（2名）

男2名，女0名

○塚原委員長 ただ今から文教厚生委員会を開会いたします。本日は、当文教厚生委員会へ付託されました陳情が新規1件、内々付託が1件ございます。陳情者から意見陳述の希望がありました。協議事項1議案の審査に入る前に、陳述者の方にお越しいただいておりますので、先に協議事項2請願・陳情の審査に入ります。まず新規の陳情、受理番号8加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的助成制度の創設を求める陳情書となります。陳述者の方に、意見陳述をしていただきます。陳述者におかれましては、陳情内容から逸脱することなく、概要をお述べください。逸脱するようなことがあれば、委員長の方から注意をいたしますのでご了承願います。なお、陳述していただく時間は、10分間となります。意見陳述の発言者は1名、同伴者は発言できませんのでご注意ください。陳述終了後に陳情の審査に移りますので、よろしくお願います。それでは意見陳述を始めてください。

○意見陳述者長坂慎一郎氏 本日は陳情書に対して説明をする機会をいただきましてありがとうございます。委員会の皆さまにお礼を申し上げます。私は長坂慎一郎と申します。土浦市田村町に住んでいます。私の隣は真山策功さんです。真山さんは土浦市中高津に住んでいます。私は全日本年金者組合土浦支部の支部長で、真山さんは土浦支部の書記長をしています。私たちの年金者組合は、高齢者が心豊かに安心して暮らせるよう生活に欠かせない年金の改善に取り組んでいます。またウォーキングや学習会など、高齢者が元気に暮らせるよういろいろな活動をしています。今回の陳情書は年金者組合土浦支部が提出をいたしました。私たち年金者組合のほぼ全員が後期高齢者です。ですからこの陳情書は土浦市に住む高齢者が提出したものであります。参考資料として400筆を超える賛同署名簿を合わせて提出いたしました。この署名簿は年金者組合を始め市内の老人会など、様々な個人や団体の皆さんの協力をいただいて集めたものです。私たちは高齢者が生活の質を落とさず、心身ともに健やかに暮らし、認知症の予防ひいては健康寿命の延伸、医療費の抑制にもつながる加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的

助成制度を創設することを求めてこの陳情書を提出させていただきました。資料2にありますように慶応大学医学部教授小川郁さんは加齢性難聴は誰にでも起こる可能性があります、70歳代で3分の1、80歳代では3分の2の人がなると述べています。早い人では40歳くらいから始まると言われています。今年1月に開いた年金者組合土浦支部の新年会でアンケートをとりましたところ、出席者の19パーセントが補聴器をつけている、22パーセントが導入を考えているという結果が出ました。両方合わせると40パーセントの人たちが加齢性難聴に既になっているか、始まりつつある状態にあることがわかりました。資料4の支部だより182号をご参照ください。この結果は小川先生の統計とも合っていると思います。次に加齢性難聴の問題点についてお話いたします。難聴を放置しておくコミュニケーションが困難になるなど日常生活の質を落とす原因となります。高齢のご夫婦で難聴のために会話が通じず、喧嘩が絶えないという話を聞きました。また父が加齢性難聴になり、家族とのコミュニケーションが難しくなった、少し怒りっぽくなったとの話を聞きました。このように家庭内の意思疎通に困難が生じる、人の集まりで会話には入れない、それで出かけなくなる。さらには生きがいを失い元気がなくなり急に老けるなどの話を良く耳にします。加齢性難聴は社会参加を困難にし閉じこもりや寝たきりを引き起こします。そればかりでなく会話がなくなることで脳に入る情報量が減少するので脳の機能が低下し、さらには鬱病や認知症につながると言われてしています。資料1にありますように厚生労働省オレンジプラン認知症施策推進総合戦略15年では、難聴を認知症の危険因子の1つと挙げています。次に補聴器を早期に装着する重要性について述べます。加齢性難聴者が早期に補聴器を装着することは難聴者やその家族のためばかりでなく、高齢者の社会参加、認知症の予防、健康寿命の延伸、介護などの医療費の抑制など社会的な利益にもつながります。しかし、加齢性難聴を放置し、難聴の程度が進んだあとに補聴器を付けると、補聴器にすぐになじむことは困難になります。専門家の元で1、2ヶ月の訓練が必要になる場合があります。これは高齢者にとって大変なことです。ですから早期に補聴器を付けることが大切です。この助成制度があれば加齢性難聴になった人が早期に補聴器を付けることとなります。これが今回の陳情の趣旨についてのまさに中心的なお願いです。日本において補聴器の価格は片耳当たりおおむね8万円から25万円であり、保険適用ではないため身体障害者福祉法の医療費控除対象者を除いた9割の人の購入費が全額負担となっています。私たちが土浦市の補聴器販売店で調べた価格もおおよそ同じ価格帯でした。このように補聴器は高齢者にとってあまりにも高いので購入するのが大変です。しかしどうしても必要なのでやむなく購入した、あるいはあきらめてしまったという組合員の話聞いています。欧米では補聴器の購入に対して公的補助制度があり、日本でも東京都江東区の補聴器の現物支給、茨城県の古河市など多くの地方自治体で購入補助制度の実施が始まっています。資料3に購入補助制度を既に導入した日本各地の自治体のリストを示します。結論ですが土浦市においても高齢者が生活の質を落とさず心身ともに健やかに過ごし、認知症の予防、ひいては健康寿命の延伸、医療費の抑制にもつながる加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的助成制度を創設することを求めます。陳情事項。土浦市に加齢性

難聴者の補聴器購入に対する公的助成制度の創設を求めます。以上です。

○塚原委員長 ありがとうございます。審査に入る前に、委員から陳述者に何か聞いておきたいことはありませんか。

○矢口委員 添付していただいた資料を拝見いたしました。日本が非常に普及率が低いとありますが、ここでいう普及率とは補聴器が必要というか、加齢性難聴の方を100とした時の14.4パーセントというふうに理解しますが、要因としてどのようなことが考えられますか。今回の陳情では費用の補助をしていただくことで、本当に必要な人に補聴器を使っていただきたいということだと思いますが、費用負担の部分がやはり多いというふうに考えてよろしいでしょうか。

○意見陳述者長坂慎一郎氏 やはり非常に高く、高いひとつの原因が輸入品であるということも関係しているんですけど、高く買えないということと、それからもう一つは助成制度がないということや欧米では公的な場所で磁気ループというのが張ってありまして、駅とかで補聴器を補助するシステムが非常に発達しておりまして、補聴器が役に立つということも普及していると思います。県議会議事堂では磁気ループが張っておりまして、使いますと議事の内容が明確に伝わります。難聴者には私の聞いたところでは5個ほど磁気ループに対応した補聴器を貸していると聞いています。土浦市では残念ながら今のところ市民会館にお聞きしたところ、ないというお話でした。磁気ループの普及も補聴器普及に大きな貢献をしているということです。

○矢口委員 だいたいの背景というのは今のご説明で理解できました。他市町村の実態を見ると、現物支給、いわゆる個人負担無しでこの補聴器が必要な方に届くというところもあれば、10万円から20万円という中で、ごく一部の2万円や3万円が多いようですが。そういった仮にこの陳情が採択されて補助に結びついたとして、仮に世間一般的に2万円3万円補助されて、必要な方が購入に踏み切って普及率の向上につながるのかというのを率直なご意見をお聞かせください。

○意見陳述者長坂慎一郎氏 身体障害者の手帳を持っている方で難聴者の4級から6級に助成される金額は9,300円です。多くの自治体で5万円を超えないのはそういうところにあると思います。私たちもこの限度額いっぱいには補助があれば良いなと思っています。もう1つ補聴器を早く着けるとですね、最初から高い補聴器をつける必要がありません。ですから是非とも助成額が例えば2万でも3万も早く付けることになれば加齢性難聴者にとっては非常に良いことだと思います。耳が全く聞こえなくなってから補聴器を買いに行きますと、相手の話がわからないまま50万60万という補聴器を買わされるという場合もあります。そういうことがなくなるためにも是非お願いしたいと思っています。茨城県で唯一、加齢性難聴者に対する補助制度を作っているのは先ほど申し上げました古河市です。古河市での利用者数を聞いてみたところ平成30年度では116人が受給しております。令和元年では127人ということで、土浦で手帳を持っている障害者が昨年度では何人くらいいるかと聞きましたら17人。30年度で26人ですからだいたい10倍くらいの利用者になるのではないかと予想しております。10倍ということはかなり多くの方が利用するのではないかと考えて大変期

待しております。

○矢口委員 今のご説明で金額の大小にかかわらず助成制度があることによって補聴器の導入が進むということだったので、その件は良く理解ができました。

○塚原委員長 他にございますか。

(「なし」の声あり)

○塚原委員長 質問も無いようなので、これから審査に移ります。陳述者は傍聴していただくか、退席していただきますようお願いいたします。

(陳述者 移動)

○塚原委員長 それでは、各委員のご意見等をお伺いいたします。

○下村委員 ご説明ありがとうございます。私からは本来国でこういうことをやるべきなんですというふうに個人的には思います。しかし生活の質を落とさずに生活をするということは大変大切なことだと思うので、これについては土浦市は率先して補助金を出していったら良いなというふうに感じます。

○目黒委員 こちらの資料のように耐用年数が5年ということで、使うタイミングも非常に大事だと思いますし、また加齢性難聴というのは、なることを遅らせることも重要となってきますので、助成のタイミングも重要になってくると思います。そのところのしっかりとした見極めやルールなどをしっかりと決めたいうえで、是非とも助成制度が必要なことだと思います。

○田子委員 是非やっていただきたいと思います。

○矢口委員 是非前向きにやっていただきたいと思います。

○奥谷委員 ご説明で理解ができました。初期の難聴の段階でしっかりとした手当ができれば、そのあとの高齢者の社会参画において、また難聴の進行を遅らせることができることが理解できましたので、土浦市としてもしっかりとバックアップすべきではと考えました。

○田子委員 創設をしたという仮定で意見を述べさせていただきたいのですか、資料にもありますが補聴器を調整してもらい、個人個人に合わせてもらうというのが大切なことのようなので、これを公的な相談窓口を定期的にかけて、やはりちょっと合わないから早めに買ったけど着けないということがないように、持続して使っていただけるような体制作りも必要だと思います。

○塚原委員長 その他、ご意見等はございませんか。

(「なし」の声あり)

○塚原委員長 それでは、受理番号8の陳情のを採決いたします。本陳情を採択とすることに賛成の方は、挙手願います。

(全員挙手)

○塚原委員長 全員賛成ということで採択させていただきます。これで付託されました請願・陳情書の審査は以上になります。この後、意見書の審査に入りますので、陳情者の方につきましては、ご退席していただくか、後ろの席で傍聴していただくよう、お願いいたします。では皆さんにお配りしています陳情において、中身のほうは大丈夫でし

ようか。ご意見等がありますか。

(「なし」の声あり)

○塚原委員長 ではこのまま提出させていただきます。このあともう1件ございますので、5分間休憩といたします。

(休憩：10時20分)

(再開：10時25分)

○塚原委員長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。内々付託された案件となります。不妊治療への保険適用の拡大を求める意見書となりますが、請願者はなく、執行部の方もお待ちですので、順番を変えます。それでは、協議事項の付託された議案の審査に入ります。議案第64号土浦市国民健康保険税条例の一部改正についてを議題といたします。執行部より説明をお願いします。

○元川国保年金課長 国保年金課でございます。議案第64号土浦市国民健康保険税条例の一部改正について説明いたします。議案書は、議案ナンバー1の9ページから12ページになりますが、委員会資料で説明させていただきます。委員会資料の1ページをお願いいたします。本件につきましては、1改正理由に記載のとおり、地方税法施行令の一部が改正され、令和3年1月1日より施行となることから、これを準用している土浦市国民健康保険税条例の一部を改正するものでございます。2改正内容といたしまして、1点目は、保険税の減額の対象となる所得の基準について、税制改正による個人所得課税の見直しにより、意図せざる影響や不利益が生じないように、資料に記載のとおり改正するものでございます。2点目は、公的年金等所得に係る保険税の課税の特例について、税制改正により、65歳以上の公的年金等における最低控除額が110万円に引き下げとなることに伴い、当該金額に、従前から特例控除額として加算している15万円を合算した125万円という控除額を、本条例の中に改めて明記するものでございます。3点目は、長期譲渡所得に係る保険税の課税の特例についての改正でございます。2ページをお願いいたします。改正内容につきましては、本条例中、租税特別措置法から引用している条項に、新たに創設された低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例の条項、第35条の3第1項を追加するものでございます。その他、4点目といたしまして、定義済みの用語への修正や、文言等を整理するものでございます。以下、6ページまでは、新旧対照表でございます。6ページをお願いいたします。本条例につきましては、4施行日に記載のとおり、令和3年1月1日から施行し、令和3年度分以後の保険税について適用するものでございます。説明は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○塚原委員長 ありがとうございます。ご質問等ありますか。

(「なし」の声あり)

○塚原委員長 それでは、採決をいたします。議案第64号は、原案どおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○塚原委員長 ご異議なしと認めます。よって、議案第64号土浦市国民健康保険税条

例の一部改正については、原案どおり決しました。次に、議案第66号土浦市保育所条例の一部改正についてを議題といたします。執行部より説明をお願いします。

○菊田こども福祉課長 議案第66号土浦市保育所条例の一部改正について、説明させていただきます。議案書の17ページをお願いいたします。また、保健福祉部の資料は7ページでございます。土浦市保育所条例の一部改正について、新生保育所は、公立保育所民間活力導入に伴い、令和3年4月に、移管先事業者による運営が開始される予定となっております。このことから、令和3年3月末をもって、新生保育所を廃止とするために、改正するものです。議案書の19ページをお願いいたします。改正の内容ですが、別表の新生保育所の項を削ります。付則について、この条例は令和3年4月1日から施行します。説明は以上でございます。

○塚原委員長 ありがとうございます。ご質問等ありますか。

(「なし」の声あり)

○塚原委員長 それでは、採決をいたします。議案第66号は、原案どおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○塚原委員長 ご異議なしと認めます。よって、議案第66号土浦市保育所条例の一部改正については、原案どおり決しました。次に、議案第67号土浦市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。執行部より説明をお願いします。

○菊田こども福祉課長 議案第67号特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、説明させていただきます。議案書の21ページをお願いいたします。また、保健福祉部の資料は8ページでございます。土浦市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正については、子ども子育て支援法の一部改正により、条例で引用する条文の繰上げがあったため、本条例の一部を改正するものです。議案書の23ページをお願いします。改正の内容ですが、法改正に合わせて、条項ずれを整理するもので、第2条23号中、法第43条第3項を法第43条第2項に改めます。また、字句の訂正として、第30条第3項及び第4項中市町村を市に改めます。付則について、この条例は公布の日から施行します。説明は、以上でございます。

○塚原委員長 ありがとうございます。ご質問はありますか。

(「なし」の声あり)

○塚原委員長 それでは、採決をいたします。議案第67号は、原案どおり決することにご異議ございませんか。

【「異議なし」との声あり】

○塚原委員長 ご異議なしと認めます。よって、議案第67号土浦市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正については、原案どおり決しました。次に、議案第68号土浦市療育支援センター条例の一部改正についてを議題といたします。執行部より説明をお願いします。

○加藤障害福祉課長 議案書の25ページをお願いします。委員会資料につきましては10ページでございます。説明は委員会資料でさせていただきます。議案第68号土浦市療育支援センター条例の一部改正につきましてご説明いたします。改正の理由につきましては、土浦市療育支援センターの事業として新たに保育所等訪問支援の実施による事業内容の追加と、既存の事業内容や利用対象者を整理するために、土浦市療育支援センター条例の一部を改正するものです。改正内容といたしましては、障害児サービスを受けながら、保育所や幼稚園等に通園する障害児が増加していることから、保育所等に通園している障害児に対し、通園先の施設に専門職員が訪問し、個別に療育指導や環境調整等を行い、集団生活等に適応できるよう支援する保育所等訪問支援を新たに行うものです。また、現在、療育支援センターで実施している事業内容や利用対象者を整理し、利用者の実態に柔軟に対応できるよう利用定員は運営規定で別に定め、その他、条例改正に伴い文言の整理を行うものです。土浦市療育支援センターでは、現在、つくし学園、つくし療育ホーム、幼児ことばの教室、早期療育相談の4つの事業を実施しておりますが、新たに保育所等訪問支援事業を追加し、実施にあたっては、保育所や幼稚園に通所する児童が利用している幼児ことばの教室の職員が担当し進めていきます。以下新旧対照表になります。16ページをお願いします。施行日は、令和3年4月1日となります。また、経過措置として、この改正前に利用している者は、条例改正後も引き続き利用できるものとしたします。説明は、以上となります。

○塚原委員長 ありがとうございます。ご質問等ありますか。

(「なし」の声あり)

○塚原委員長 それでは、採決をいたします。議案第68号は、原案どおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○塚原委員長 ご異議なしと認めます。よって、議案第68号土浦市療育支援センター条例の一部改正については、原案どおり決しました。次に、議案第71号土浦市老人デイサービスセンター条例の廃止についてを議題といたします。執行部より説明をお願いします。

○水田高齢福祉課長 高齢福祉課です。議案第71号土浦市老人デイサービスセンター条例の廃止についてご説明いたします。議案書は39ページ、委員会資料は17ページとなります。老人デイサービスセンターながみねについては、民間のデイサービスセンターの充足状況及びながみねの利用者数の減などを鑑み、当センターを令和3年3月末で廃止することとしました。その廃止に伴い、市施設を利用した老人デイサービスセンターがなくなりますので、当該条例を廃止するものです。施行につきましては、令和3年4月1日となります。

○塚原委員長 ありがとうございます。ご質問等ありますか。

(「なし」の声あり)

○塚原委員長 それでは、採決をいたします。議案第71号は、原案どおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○塚原委員長 ご異議なしと認めます。よって、議案第71号土浦市老人デイサービスセンター条例の廃止については、原案どおり決しました。次に、議案第73号 令和2年度土浦市国民健康保険特別会計補正予算第2回を議題といたします。執行部より説明をお願いします。

○元川国保年金課長 国保年金課でございます。議案書ナンバー1の81ページをお願いいたします。今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ1,459万3,000円を追加し、総額を147億3,006万5,000円とするものでございます。歳出から説明させていただきますので、87ページをお願いいたします。1款1項1目一般管理費の2節給料から4節共済費につきましては、国保給付係職員9名分の人件費で、人事異動に伴う職員の増員により、それぞれを増額補正するものでございます。2項1目徴税総務費の2節給料から4節共済費につきましては、国保賦課係職員8名分の人件費で、人事異動に伴う職員の異動により、それぞれを増額補正するものでございます。7款1項1目一般被保険者保険税還付金の22節、償還金利子及び割引料につきましては、今般の新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税の減免の実施に伴うものでございます。当該減免においては、対象となる保険税に令和元年度のものも一部含まれていることから、減免が決定した場合、既に納付済みで減免対象となる令和元年度の保険税があれば、それを還付することになり、その分の還付金について予算が不足する見込みとなったため、増額補正をお願いするものでございます。歳入につきましては、86ページをお願いいたします。5款1項1目保険給付費等交付金の2節特別交付金につきましては、新型コロナウイルス感染症に係る保険税の減免に伴うもので、特別調整交付金による還付金への補填分を増額補正するものでございます。なお、当該金額につきましては、特別調整交付金が1月から12月執行分までの年単位での交付となるため、令和2年度交付分として、12月までの執行見込額を計上するものでございます。7款1項1目一般会計繰入金の3節職員給与費等繰入金につきましては、職員人件費の増額により、当該繰入金を増額補正するものでございます。8款1項1目繰越金1節繰越金につきましては、先ほど説明させていただいた新型コロナウイルス感染症による保険税減免に伴う還付金について、特別調整交付金の令和3年度交付分となる1月から3月の執行見込額を繰越金で予算措置するものでございます。説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○塚原委員長 ありがとうございます。ご質問等ありますか。

(「なし」の声あり)

○塚原委員長 それでは、採決をいたします。議案第73号は、原案どおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○塚原委員長 ご異議なしと認めます。よって、議案第73号令和2年度土浦市国民健康保険特別会計補正予算(第2回)は、原案どおり決しました。次に、議案第74号令和2年度土浦市後期高齢者医療特別会計補正予算第2回を議題といたします。執行部より

説明をお願いします。

○元川国保年金課長 国保年金課でございます。議案第74号令和2年度土浦市後期高齢者医療特別会計補正予算2回について説明いたします。議案書ナンバー1の91ページをお願いいたします。今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ234万5,000円を減額し、総額を19億3,181万3,000円とするものでございます。歳出から説明させていただきますので、97ページをお願いいたします。1款1項1目一般管理費の2節給料から4節共済費につきましては、職員4名分の人件費で、人事異動に伴う職員の異動等により、それぞれを減額補正するものでございます。歳入につきましては、96ページをお願いいたします。3款1項1目事務費繰入金1節事務費繰入金につきましては、職員人件費の減額により、一般事務費繰入金を減額補正するものでございます。説明は以上です。

○塚原委員 ありがとうございます。ご質問等ありますか。

(「なし」の声あり)

○塚原委員 それでは、採決をいたします。議案第74号は、原案どおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○塚原委員 ご異議なしと認めます。よって、議案第74号令和2年度土浦市後期高齢者医療特別会計補正予算第2回は、原案どおり決しました。次に、議案第75号令和2年度土浦市介護保険特別会計補正予算第2回を議題といたします。執行部より説明をお願いします。

○水田高齢福祉課長 高齢福祉課です。議案第75号令和2年度土浦市介護保険特別会計補正予算第2回についてご説明します。議案書の101ページをお願いします。今回の補正予算は歳入歳出に105万5,000円を追加し、その総額を歳入歳出それぞれ117億7,304万円とするものです。107ページからの歳出をご説明しながら、その財源について106ページ歳入を併せてご説明いたします。1款1項1目一般管理費、2節給料から4節共済費については、介護保険事業を担当する職員19名分の人件費でございまして、人事異動及び人事院勧告に伴い減額となります。人件費に係る歳入につきましては、106ページ7款1項5目その他一般会計繰入金の1節職員給与費等繰入金となります。107ページにお戻りいただきまして、12節委託料につきましては、来年4月に介護報酬の改定が予定されていますので、そのためのシステムの改修経費99万円を計上するものです。財源については、106ページ3款2項6目介護保険事業費補助金で、国が事業費の2分の1、市が7款1項5目その他一般会計繰入金の2節事務費繰入金で事業費の2分の1となります。107ページ2款5項1目高額医療合算介護サービス費につきましては、同一世帯で同じ医療保険の方が、医療保険と介護保険を利用されている場合、高額な自己負担とならないよう、その合計額が所得区分ごとの自己負担限度額を超えた分について、申請に基づき支給しております。12月以降支給分について不足が生じることが見込まれたことから、増額補正をお願いするものです。財源については、106ページ7款1項1目介護給付費繰入金となります。107ペー

ジ3款2項1目一般介護予防事業について、3節職員手当等は時間外手当等が増額、4節共済費は共済保険負担金率変更等により減額となるものです。108ページ3款3項1目総合相談事業費と4目任意事業費については、関連がありますので一括してご説明いたします。自宅で調理が困難なひとり暮らしの高齢者に対して、食事を配達し、併せて安否確認を行っています。その配食サービスの件数が昨年実績から14パーセント程度上回ることが想定され、予算の不足が見込まれます。また、配食サービスを導入するにあたり、地域包括支援センターブランチ、いわゆる在宅介護支援センターによる、在宅生活状況の訪問調査等が必要となり、この件数も配食サービス件数の増に伴い増加したことから、それぞれ委託料の増額補正をお願いするものです。財源については、106ページ7款1項3目地域支援事業繰入金となります。108ページ5目在宅医療・介護連携推進事業費、3節職員手当等は時間外手当等が増額、4節共済費は共済保険負担金率変更等により増額となるものです。同じく、6目生活支援体制整備事業費、2節給料から4節共済費については、人事異動及び人事院勧告に伴う減となります。同じく、7目認知症総合支援事業費、3節職員手当等及び4節共済費については、人事院勧告等に伴う減となります。説明は以上です。

○塚原委員長 ありがとうございます。ご質問等ありますか。

(「なし」の声あり)

○塚原委員長 それでは、採決をいたします。議案第75号は、原案どおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○塚原委員長 ご異議なしと認めます。よって、議案第75号令和2年度土浦市介護保険特別会計補正予算第2回は、原案どおり決しました。次に、議案第80号土浦市社会福祉センターの指定管理者の指定についてを議題といたします。執行部より説明をお願いします。

○平井社会福祉課長 議案書ナンバー2の137ページ及び委員会資料は18ページとなります。土浦市社会福祉センターの指定管理者の指定についてでございます。説明は、議案書で説明させていただきます。社会福祉センターにつきましては、平成28年度から指定管理者制度により、社会福祉法人、土浦市社会福祉協議会を指定管理者としておりますが、その指定期間が、令和3年3月31日で満了となります。平成3年4月からの指定管理者の指定につきまして、地方自治法第244条の2、第6項の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。指定管理者につきましては、引き続き、土浦市社会福祉協議会とするもので、指定期間は令和3年4月1日から、令和8年3月31日までの5年間でございます。なお、指定管理者の選定に当たっては、これまでの施設の管理運営状況等について、指定管理者による自己評価、及び、所管課によるヒアリング等を実施するとともに、事業計画書を審査した上で評価を行い、指定管理者として業務遂行能力を有するものと判断し、選定したものでございます。説明は以上でございます。

○塚原委員長 ありがとうございます。ご質問等ありますか。

(「なし」の声あり)

○塚原委員長 それでは、採決をいたします。議案第80号は、原案どおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○塚原委員長 ご異議なしと認めます。よって、議案第80号土浦市社会福祉センターの指定管理者の指定については、原案どおり決しました。次に、議案第81号土浦市新治総合福祉センターの指定管理者の指定についてを議題といたします。執行部より説明をお願いします。

○平井社会福祉課長 続きまして、土浦市新治総合福祉センターの指定管理者の指定についてでございます。議案書は次ページ、139ページ、委員会資料は、同じく18ページでございます。説明は、議案書で行います。新治総合福祉センターにつきましても、社会福祉法人、土浦市社会福祉協議会を指定管理者としておりますが、令和3年3月31日で指定管理者の指定期間が満了となることから、平成3年4月からの指定管理者の指定につきまして、地方自治法の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。指定管理者につきましては、引き続き土浦市社会福祉協議会とするもので、指定期間は令和3年4月1日から、令和8年3月31日までの5年間でございます。指定管理者の選定に当たりましては、社会福祉センター同様、現指定管理者による自己評価、及び、所管課によるヒアリング等を実施するとともに、事業計画書を審査した上で評価を行い、選定したものでございます。説明は以上でございます。

○塚原委員長 ありがとうございます。ご質問等ありますか。

(「なし」の声あり)

○塚原委員長 それでは、採決をいたします。議案第81号は、原案どおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○塚原委員長 ご異議なしと認めます。よって、議案第81号土浦市新治総合福祉センターの指定管理者の指定については、原案どおり決しました。次に、議案第82号土浦市障害者自立支援センターの指定管理者の指定についてを議題といたします。執行部より説明をお願いします。

○加藤障害福祉課長 議案書ナンバー2の141ページをお願いします。委員会資料につきましてはP19ページでございます。説明は議案書でさせていただきます。議案第82号土浦市障害者自立支援センターの指定管理者の指定につきましてご説明いたします。当該施設につきましては、平成28年度から指定管理者制度に基づき、社会福祉法人土浦市社会福祉協議会に管理運営をお願いしておりますが、令和3年3月で指定管理者の指定期間が満了となることから、令和3年4月からの新たな指定管理者の指定につきまして、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき議会の議決をお願いするものでございます。指定管理者につきましては、引き続き社会福祉法人土浦市社会福祉協議会とするもので、指定管理期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日の5年間でございます。指定管理者の選定理由といたしましては、施設の管理運営状況等に

つきまして、現在の指定管理者である土浦市社会福祉協議会による自己評価や事業計画書等の審査、また、施設での現況調査及びヒアリング等を行い、評価した結果、管理運営能力や指定管理者としての遂行能力を有するものと判断し選定したものでございます。説明は以上となります。

○塚原委員長 ありがとうございます。ご質問等ありますか。

(「なし」の声あり)

○塚原委員長 それでは、採決をいたします。議案第82号は、原案どおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○塚原委員長 ご異議なしと認めます。よって、議案第82号土浦市障害者自立支援センターの指定管理者の指定については、原案どおり決しました。次に、議案第83号土浦市老人福祉センター湖畔荘の指定管理者の指定についてを議題といたします。執行部より説明をお願いします。

○水田高齢福祉課長 高齢福祉課です。議案第83号土浦市老人福祉センター湖畔荘の指定管理者の指定については、議案書では143ページ、委員会資料20ページとなります。土浦市老人福祉センター湖畔荘につきましては、平成18年度から指定管理制度を導入し、今期も平成28年4月1日から5年間指定管理を行ってまいりました。その指定管理期間が令和3年3月31日で満了となることから、新たな指定管理者を指定するにあたりまして、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決が必要となりますことから、議案を提出するものです。2施設の名称は、土浦市老人福祉センター湖畔荘です。3指定する法人は、社会福祉法人土浦市社会福祉協議会です。4新たな指定期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日となります。5主な業務は、施設の維持保全、施設の使用許可、使用料の徴収などとなります。6選定理由ですが、土浦市社会福祉協議会は当施設開設時から現在まで、当施設の管理運営を行ってきた実績から、管理運営能力を有するものと判断し選定したものです。以上となります。

○塚原委員長 ありがとうございます。ご質問等ありますか。

(「なし」の声あり)

○塚原委員長 それでは、採決をいたします。議案第83号は、原案どおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○塚原委員長 ご異議なしと認めます。よって、議案第83号土浦市老人福祉センター湖畔荘の指定管理者の指定については、原案どおり決しました。次に、議案第84号土浦市老人福祉センターうららの指定管理者の指定についてを議題といたします。執行部より説明をお願いします。

○水田高齢福祉課長 高齢福祉課です。議案第84号土浦市老人福祉センターうららの指定管理者の指定については、議案書では145ページ、委員会資料20ページとなります。土浦市老人福祉センターうららにつきましては、平成18年度から指定管理制度を導入し、今期も平成28年4月1日から5年間指定管理を行ってまいりました。その

指定管理期間が令和3年3月31日で満了となることから、新たな指定管理者を指定するにあたりまして、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決が必要となりますことから、議案を提出するものです。2施設の名称は、土浦市老人福祉センターうららです。3指定する法人は、社会福祉法人土浦市社会福祉協議会です。4新たな指定期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日となります。5主な業務は、施設の維持保全、施設の使用許可、使用料の徴収などとなります。6選定理由ですが、土浦市社会福祉協議会は当施設開設時から現在まで、当施設の管理運営を行ってきた実績から、管理運営能力を有するものと判断し、選定したものです。説明は以上です。

○塚原委員長 ありがとうございます。ご質問等ありますか。

(「なし」の声あり)

○塚原委員長 それでは、採決をいたします。議案第84号は、原案どおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○塚原委員長 ご異議なしと認めます。よって、議案第84号土浦市老人福祉センター「うらら」の指定管理者の指定については、原案どおり決しました。次に、議案第85号土浦市ふれあいセンターながみねの指定管理者の指定についてを議題といたします。執行部より説明をお願いします。

○水田高齢福祉課長 高齢福祉課です。議案第85号土浦市ふれあいセンターながみねの指定管理者の指定については、議案書では147ページ、委員会資料21ページとなります。土浦市ふれあいセンターながみねにつきましては、平成18年度から指定管理制度を導入し、今期も平成28年4月1日から5年間指定管理を行ってまいりました。その指定管理期間が令和3年3月31日で満了となることから、新たな指定管理者を指定するにあたりまして、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決が必要となりますことから、議案を提出するものです。2施設の名称は、土浦市ふれあいセンターながみねです。3指定する法人は、株式会社ビートです。4新たな指定期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日となります。5主な業務は、施設の維持保全、施設の利用許可、利用料の徴収などとなります。6選定理由ですが、公募を行い、土浦市公の施設の指定管理者候補者選定委員会においてヒアリングを実施し、事業計画書等を審査した結果、他市における同種の事業実績等から、業務遂行能力を有すると判断し選定したものです。説明は以上です。

○塚原委員長 ありがとうございます。ご質問等ありますか。

(「なし」の声あり)

○塚原委員長 それでは、採決をいたします。議案第85号は、原案どおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○塚原委員長 ご異議なしと認めます。よって、議案第85号土浦市ふれあいセンターながみねの指定管理者の指定については、原案どおり決しました。その他に移ります。保健福祉部からその他何かありますか。

○塚本保健福祉部長 ありません。

○塚原委員長 それでは、本来ここで保健福祉部の方々には退席していただく予定でしたが、内々付託された不妊治療への保険適用の拡大を求める意見書をご一緒に聞いていただきたく思います。事務局より朗読を願います。

○小野議事調査係長 朗読させていただきます。不妊治療への保険適用の拡大を求める意見書案。日本産科婦人科学会のまとめによると、2018年に不妊治療の一つである体外受精で生まれた子どもは5万6,979人となり、前年に続いて過去最高を更新したことが分かった。これは実に16人に1人が体外受精で生まれたことになる。また晩婚化などで妊娠を考える年齢が上がり、不妊に悩む人々が増えていることから、治療件数も45万4,893件と過去最高となった。国においては2004年度から、年1回10万円を限度に助成を行う特定不妊治療助成事業が創設され、その後も助成額や所得制限などを段階的に拡充してきている。また、不妊治療への保険適用もなされてきたが、その範囲は不妊の原因調査など一部に限られている。保険適用外の体外受精や顕微授精は、1回当たり数十万円の費用がかかり何度も繰り返すことが多いため、不妊治療を行う人々にとっては過重な経済負担になっている場合が多い。厚生労働省は、不妊治療の実施件数や費用などの実態調査を10月から始めているが、保険適用の拡大および所得制限の撤廃も含めた助成制度の拡充は、早急に解決しなければならない喫緊の課題である。そこで、政府におかれては、不妊治療を行う人々が、今後も安心して治療に取り組むことが出来るよう、下記の事項について早急に取り組むことを強く求める。1 不妊治療は一人一人に最適な形で実施することが重要であるため、不妊治療の保険適用の拡大に当たっては、治療を受ける人の選択肢を狭めることがないように十分配慮すること。具体的には、現在、助成対象となっていない人工授精をはじめ、特定不妊治療である体外受精や顕微授精さらには男性に対する治療についてもその対象として検討すること。2 不妊治療の保険適用の拡大が実施されるまでの間については、その整合性も考慮しながら、所得制限の撤廃や回数制限の緩和など既存の助成制度の拡充を行うことにより、幅広い世帯を対象とした経済的負担の軽減を図ること。3 不妊治療と仕事の両立できる環境をさらに整備するとともに、相談やカウンセリングなど不妊治療に関する相談体制の拡充を図ること。4 不育症への保険適用や、事実婚への不妊治療の保険適用、助成についても検討すること。以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。以上です。

○塚原委員長 それでは、各委員のご意見等をお伺いいたします。

○下村委員 記載内容で5万6,979人かな。体外受精で生まれた子ども。これ別な資料でみると16人に1人ではなく15人に1人の計算って書いてありますけど。こちらの方はNHKのニュースで発表したもので、16か15をきちっとした方が良いと思います。あとですね菅内閣が何か違うことを誰が説明するんですかこれ。

○福田委員 菅内閣総理大臣が就任したときに不妊治療の保険適用を公約しましたけど、令和3年の予算にどう盛り込まれていくのかというのが全く分かっていないわけですよ。その編成段階にあたってこういったことも十分に盛り込んでいただきたいという意

味で、そういったことを4点にわたって要望することを求めたということです。

○**下村委員** 菅内閣が今後進めようとしているものがニュースで発表されているんだけど、書いてあることがほとんど変わらないんですよ。これ反対しているわけではなくて、何を我々がそこで決議しなくてはならないのかが分からない。菅内閣が不妊治療について助成金引き上げなど、具体的な方針をまとめているわけですね。所得制限も撤廃します。助成額は初回30万を続けて30万円、回数制限は6回までと。事実婚のカップルについても助成制度対象にしようとしていますし、何が違うのかなというところが具体的に分からない。現在の状況も調べましたが、厚生労働省が発表していることをずっとみていきますと、確かに今度菅内閣がやっていくこととあまり変わらない。予算に盛り込まれないかもという話だと私も言い切れないのですが、政府がやろうとしていることに私たちが追認や議決しなければならないのかなというところははっきりしません。

○**塚原委員長** どちらかという今回は下村委員からもありましたように、菅総理がそういう方針を打ち出しているという中で、福田委員からもありましたように全体的な予算に盛り込む盛り込まない、どれだけ予算があるのかというのが分からない状況の中で土浦市としてもこれを後押ししようということで上げられてきたのではないかと。その辺でこうじゃないよというような意見がありましたら、皆さんの方からいただきたいんですけど。

○**下村委員** 菅内閣では現在43歳という線引きをしているんですよ。助成金に関して。本来は人口を増やすんだと。助成の出産率が1.8人という目標をかがげているのであれば、43歳という上限のラインを撤廃すべきではと感じるんです。そういった議論を議論するのが国会できちんとやっていただくものであって、我々からやることは良いですよ。上限のラインを撤廃すると入っていないし、助成制度をここでこうやっていっても、43歳というのを入れてくれるのであれば別ですよ。女性だって働きながら産んでいこうというときに、間が離れたり、あるいは43歳になってからでも子どもを産めるはずなんですよ。それなのに政府は43歳の上限を決めちゃっていることに違和感を感じているわけです。もっと研究しなくてはだめだということです。

○**塚原委員長** 先ほどの16人ですが、朝日新聞からでているやつで5万6,979人だったのは産婦人科学会と同じです。20年の10月1日にでています。総出生数で割ると16人に1人という計算になるということで朝日新聞のデジタル版にでています。下村委員は継続の方が良いということですか。

○**下村委員** 継続の方が良いと思います。

○**矢口委員** このことについてはこのとおりということで良いかと思います。ただやはりとっても大切なことなので、個人的な意見として、ご存知のとおり年齢とともに老化していくといわれておりますし、一般的にも早く結婚して早く妊娠した方が、先天性のリスクも下がるということで、国の限られた予算の中でここにお金を使っていくことは大事ですけど、それ以上に早く結婚をして早く子どもを産んでもらうという政策も同時に大切なので、やはりバランスとしてこのことだけクローズアップされているというよ

うな気がしているので、あくまでも結婚しやすい社会環境を作るというのに重点を置いていただけるならということで、それを盛り込むということではなくて、私の意見として申し上げました。

○塚原委員長 今のこの不妊治療に対するものでは無くて、矢口委員の思いや意見ということでよろしいでしょうか。内容と外れてしまうので、ここには入れられないのですが。他にありますか。

○田子委員 3番の仕事との両立ができる環境というのはすごく大切だと思うんですね。治療自体にすごくお金がかかる中で職場の理解が得られないと離職をせざるを得ない女性もいるのではないかというふうに思いますので、職場への意識改革といいますか、そういったことを持つとアピールする内容でも良いのかなというふうに思います。それともう1点。凍結をして保存をするというのものもあるというふうに聞いています。凍結しておく料金、預けておくときの料金に対しても何かしらの支援ができればと感じましたので検討していただければと思います。

○塚原委員長 それでは本意見書の採択をさせていただきたいのですが、先ほど下村委員の方から、本請願について継続審査を求める意見がありましたので、継続審査についてお諮りいたします。本請願を、継続審査とすることに賛成の方は挙手願います。

(挙手：1名)

○塚原委員長 賛成少数であります。よって、継続審査とすることは否決されました。では本陳情を採択とすることに賛成の方は、挙手願います。

(挙手：6名)

○塚原委員長 賛成多数であります。よって、採択とすることに決しました。その他委員の皆さんからありますか。

○奥谷委員 保健福祉の関係で最後に1点だけ。今回の新型コロナでの庁内で拡大というのがありましたけど、全職員PCR検査を受けたと思うんですが、その最終的な報告をいただければ。検査費用、人数やどちらの科目から支出したのか。将来的に県や国から補助金が来るのかを教えてください。

○塚本保健福祉部長 お時間をいただいてこのあとまとめて報告するということがよろしいでしょうか。

○塚原委員長 では休憩といたします。保健福祉部は第3委員会室に待機してください。

休憩：11時24分

再開：11時33分

○塚原委員長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。次に、議案第92号土浦市生涯学習館の指定管理者の指定についてを議題といたします。執行部より説明をお願いします。

○中澤文化生涯学習課長 議案書のナンバー2、161ページをお願いいたします。議案第92号土浦市生涯学習館の指定管理者の指定についてご説明いたします。令和3年度からの土浦市生涯学習館の指定管理者の候補者につきましては、今年10月末に開催されました教育委員会定例会会議において、土浦市産業文化事業団を選定したところ

ですが、地方自治法第244条の2第6項の規定により、指定管理者の指定については議会の議決を経なければならないことから、議会の議決を求めるものです。指定管理者は、一般財団法人土浦市産業文化事業団として、指定期間は、令和3年4月1日から令和6年3月31日までの3年間となります。説明は以上でございます。

○塚原委員長 ありがとうございます。ご質問等ありますか。

(「なし」の声あり)

○塚原委員長 それでは、採決をいたします。議案第92号は、原案どおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○塚原委員長 ご異議なしと認めます。よって、議案第92号土浦市生涯学習館の指定管理者の指定については、原案どおり決しました。続いて、その他に移ります。各課からの報告になります。報告1 令和2年度第1回土浦市総合教育会議の開催結果について執行部より報告をお願いします。

○藤井教育総務課長 教育委員会資料1ページをお願いいたします。11月9日に、今年度第1回目の土浦市総合教育会議を開催いたしましたので、報告をさせていただきます。総合教育会議は、市長と教育委員会が、十分な意思疎通を図り、地域の教育課題を共有し、民意を反映した教育行政の推進を図ることを目的に設置されているもので、市長と教育委員会が協議を行う場として、毎年開催しております。議題については、1の協議事項として、土浦市立認定こども園土浦幼稚園の設置について案、2の報告事項として、1つ目、就学前教育推進事業についてと2つ目、コミュニティ・スクールについてがございました。議事結果の、協議事項については、今後とも教育委員会と市長部局において十分な意思疎通を図り、地域の教育の課題やあるべき姿を共有して事業を進めていくこととなりました。また、報告事項については、2項目ともに現況報告を行い、承認を得ております。説明は以上でございます。

○塚原委員長 ありがとうございます。ご質問等ありますか。

○下村委員 今ご説明でこの総合教育会議というのは年1回しかやらないのかその辺を教えてください。

○藤井教育総務課長 今年度は2回予定してございます。

○下村委員 総合教育会議というのは、教育委員会の教育長の制度。

○藤井教育総務課長 改正がありまして設置されたものでございます。

○下村委員 何年前ですか。

○藤井教育総務課長 平成27年です。

○下村委員 市長を含めて総合教育会議ということに変わってきたのだろうと私も認識しているんですけど、土浦市の教育に関してはやはり1回や2回ではなくて、議事結果と同じで、相当な回数を開催をして、子どもたちのためのスムーズな教育を行えるように、また施設の拡充だとかいろいろな課題があるんだろうと思うのもっともっとやって欲しいなと思います。

○塚原委員長 続いて報告2 茨城アストロプラネッツ及び鹿島アントラーズとのフレン

ドリータウン協定の締結について執行部より報告をお願いします。

○**根本スポーツ振興課長** 続きまして、2ページをお願いします。プロ野球独立リーグ所属の茨城県民球団茨城アストロプラネッツ及びサッカーJ1リーグ所属の鹿島アントラーズより、スポーツを通じた地域振興、青少年の健全育成、観光振興等を目的とした、フレンドリータウン協定の締結の申し入れがありまして、現在、締結に向け協議中でございますので報告させていただきます。協定内容及び具体的な事業につきましては、2の表に記載のような提案をいただいておりますので、今後詳細な内容について協議してまいりたいと考えております。3は、県内市町村との協定の締結状況でございます。なお、4その他に記載のとおり、本市に対しまして、施設の優先利用や使用料の減免等を求める内容ではないことから、本市のスポーツ振興はもとより観光PR等有意義なものであることから、今後、締結に向け協議を進めてまいりたいと考えております。また、5今後の予定については、両団体ともに来年1月末の協定締結を予定しておりますので、よろしく願いいたします。

○**塚原委員長** ありがとうございます。ご質問等ありますか。

(「なし」の声あり)

○**塚原委員長** そのほか、教育委員会から何かありますか。

○**羽生教育部長** ございません。

○**塚原委員長** 委員の皆さんから教育委員会にその他何かありますか。

(「なし」の声あり)

○**塚原委員長** ではありがとうございます。執行部は退席していただいて結構です。

【執行部退席】

○**塚原委員長** 続いて土浦市立認定こども園土浦幼稚園の設置(案)について説明を御願いたします。

○**菊田こども福祉課長** 認定こども園の設置の件につきましては、今回は、前回の指摘事項に対してご報告させていただきますが、また1月末頃に、公立保育所民間活力導入後期計画策定委員会の後に、開催をお願いいたしたいと思っております。それでは、土浦市立認定こども園土浦幼稚園の設置案につきましては、文教厚生委員会におきまして、これまでに2回、8月26日水曜日に9月議会における文教厚生委員会事前委員会で概要を説明させていただき、11月13日金曜日に臨時文教厚生委員会におきまして、詳細の説明を説明させていただき、ご協議いただきました。そして、前回の臨時文教厚生委員会でご指摘いただき、課題として検討をさせていただいたことが、2点ございます。まず、1点目の、市全体の幼児教育保育施設についての考え方についてです。公立保育所民間活力導入の前期計画では、東崎保育所を民間活力導入することとしていたのに、導入から外しているのので、全体的な計画を作って、市で保有している公立保育所のあり方を再検討すべきであるとのご意見をいただき、このことにつきまして、公立の保育所をセーフティネットとして、きちんと保つべきではないかとの意見もあり、土浦市の子育て環境を良くするために何が良いかを考える中で、東崎保育所を含めて残り4所と合わせて5所について、民間活力導入策定委員会の中での議論を踏まえて、最

最終的に判断していくものと考えております。東崎保育所と認定こども園については同時並行で進んでいるので、公立保育所民間活力導入後期計画の残り4所に1所、認定こども園を加えて、土浦市としてどうすべきかの考え方、そしてそれが民間活力導入後期計画策定委員会でどのように議論されたのかを、報告をさせていただきます。次に、2点目の園舎の整備についてです。現在の建物は築46年経過し相当傷んでいること、柱や梁をそのまま残すとプランが限定されてしまうこと、改修では費用が追加で増えていきかねないことから新築が良いのではないかと、また、耐震診断後10年経過しており、コンクリートも劣化していると思われるので、もう一度良く診てもらったほうが良いのではないかと、というご意見です。このことにつきましても、建築設計の担当に相談し検討した結果を報告させていただきます。では、1点目の市全体の幼児教育保育施設についての考え方についてですが、資料1をお願いいたします。民間活力導入実施計画後期計画の考え方についてを説明させていただきます。市内の特定教育、保育施設を総合的に考える必要があるため、土浦市公立保育所民間活力導入実施計画後期計画の対象施設を以下のように考えるものです。1番の対象施設については、下の囲みをご覧ください。前期計画の対象施設は、左の囲みの6所であり、そのうち、新川保育所から申請保育所までは、民間活力導入を実施し、すでに移管され又は移管予定です。東崎保育所は令和2年度の予定になっておりました。しかし、その下の囲みにありますように、多様な教育保育ニーズに対応しつつ、土浦幼稚園の伝統を継承することを目的として、認定こども園土浦幼稚園を後期計画へ組み込むこととして、右側の囲みのほうの本来の後期計画の対象4施設に、認定こども園土浦幼稚園を加えて、5施設について議論をいたします。ここで、前回に、設置理由について、この地区の子どもたちのために教育をしていくことが本来であるとのご意見をいただき、設置理由を修正させていただきました。多様な教育・保育ニーズに対応することが本来の目的であり、合わせて土浦幼稚園の伝統を継承することも目的とすることとさせていただきます。そして、2番の後期計画策定委員会の進捗ですが、民間活力導入後期計画策定委員会へは、公立保育所の役割の見直しを検討しており、現時点では、公立保育所維持の方針について、第2回目の委員会ですべて了承を得たところです。では、維持の方針の内容は何かにつきましては市のエリアを北部、中央、南部の3つに分け、北部エリアには神立保育所を、中央エリアには認定こども園土浦幼稚園を、南部エリアには荒川沖保育所を基幹施設として存続させることとし、さらに、人口が多い中央エリアに位置する残りの霞ヶ岡保育所、天川保育所については、第3回の委員会で検討することとなっております。第2回委員会の中で出た意見としては、公立幼稚園廃園と認定こども園設置についての考え方をどう整理するか、荒川沖保育所継続の手法、公立保育所の役割の明確化といったご意見がありました。3番の今後の予定につきましては、1月に第3回策定委員会を開催し、素案をまとめ、2月上旬にパブリックコメントを実施する予定です。続きまして、2点目の、園舎の整備についてですが、資料2をお願いします。認定こども園土浦幼稚園改修工事についてを説明させていただきます。これは、前回にご指摘いただいた内容について、建築設計の担当に相談し検討した結果でございます。資料を読み上げさせていただきます。柱・梁・

屋根は相当傷んでいるのではないかにつきましては、詳細は、耐震診断の中でコンクリートの中性化を調査しないと不明だが、一般的にはRC造の建築物の躯体は適切な改修をしていれば80年程度使用できるとされています。防水、内外装材及び設備関係は、長くても25年程度で改修が必要となることから、今なら躯体の寿命と概ね釣り合う改修になると思われます。新築でも、コストパフォーマンスを良くし、費用を下げるができるのではないかにつきましては、公共工事では、標準仕様書を満たさない仕様は選択できないため、限度はあるが、単純比較では新築の方が安くなる場合もあります。しかし、既存施設の解体工事費、杭抜き費、杭抜き後の地盤改良工事費等が必要となるため、事業費としては改修の方が安価となると思われます。新築しても25年後と50年後くらいに内外装等の改修が必要となり、75年で解体を検討する時期になります。また、新築工事のデメリットとして、解体工事開始時から新築工事完了まで施設が利用できないことになり、空白期間が長期化することが考えられます。耐震判断を行った平成21年度から10年以上経過しており、平成21年度の耐震判断で基準値をクリアしているが、設計上、耐震判断も考慮してもらったほうが良いのではないかと、コンクリートは10年で劣化するため、その辺りも良く診てもらったほうが良いのではないかにつきましては、市民会館も旧基準の耐震診断結果しかなかったため、設計の中で2回目の耐震診断をやっています。再度耐震診断をやらなくてはならない決まりはないが、やったほうが良いことは間違いありません。耐震診断の中でコンクリートの中性化を調査する項目があります。劣化が進行していること、及び、耐震診断の基準も変更になっていることから、設計業務の中で改めて耐震診断を実施することが望ましいとのこと。長寿命化計画ですが、鉄筋コンクリートの建物は寿命が60年を目安としているところ、長寿命化計画の中では、建物を80年持たせることを考えます。今年度、学校施設について検討しており、市内小中学校の外土浦幼稚園も対象に入っています。令和2年度中に計画が策定され、文部科学省の補助申請に活用されます。園舎整備についての考え方についてですが、実施設計を行い、改修によっても安全性は確保できると考えます。既存建物の利用により、工事期間を短縮ができます。改修は、長寿命化計画の方向に合致しています。以上から、園舎整備は、耐震診断を実施設計の中に含み、改修工事で進めていきたいと考えております。説明は以上です。

○塚原委員長 ありがとうございます。委員の皆さんからご質問はありますか。

○下村委員 園舎を新築するのか、改修するのかといったところのご説明をいただきました。もっともな住宅営繕課のご意見が記載されております。実際に改修の場合実施設計を行い、図面ができあがって積算しないと分からないというのは当たり前の話なんです。それと現地を調査をしながら進めていくと、こういった物が発生したといったことがあるので。あとお金の話もからんでくるので、差額が新築工事と改修工事だと1億6,263万円程度のあるのが魅力という書き方をされているんですよ。課長の説明もね。だけどコストパフォーマンスは標準仕様書というのが使われるわけだからその通りやっていかななくてはならない。そういう中で1億6,000万の差額があるから改修が良いのかという問題というより、使う子どもたちは新しい園舎の中で動く時に、新築の方

が自由なわけですから、今の社会の保育施設のあり方はいろいろな調査ができるわけですよ。いろいろなところを参考にして、1億6,000万が市にとってどれだけ負担なのかと。市にとってそんなに負担ではないでしょ。それで50パーセント戻ってくるわけでしょ。それで1億6,000万が負担なのかというのをよくご検討していただいて。私は新築をしてあげるべきではないのかなと気がするんだけど。なぜそのように方向付けしてしまうかという、公共の建物は住宅営繕課で実際書いてありますよね。躯体は適切な改修をしていけば80年は使用できますと。公共の建物は適切な改修をしていますか。そういうふうを感じるんです。10年ぐらいずつ外壁はやっていかななくてはならないし。中だってきちっとやっていかななくてはいけないんだけど。躯体の酸性化っていうのは中に深化していくんです。どうせ新築したって80年。これ延命化して80年だよ。でも40年も経過しちゃっているでしょ。金かけた割に40年しか持たないって。そういう発想もあるわけで。目先の金にとらわれずにやるんだったらきちんとした物を、安かろう悪かろうじゃなくてより良い物を提供してあげて欲しいんです。それは子どもたちの環境を、保育の環境に夢を与えていただきたいという気がしますけど。それを意見として出させていただきます。以上です。

○塚原委員長 今ありました民間活力導入実施計画の考え方については大丈夫でしょうか。後期計画策定委員会の方の進捗について先ほどお話しがありましたけど。今全体の中で保育所が5つありますけど、それについてどういう方向でやっていくか。その中の一つとして認定こども園の土浦幼稚園をどの様に考えていくのかということは今議論をされていると思うんですけど。そういう形で皆さんご理解いただいているということによろしいでしょうか。

○下村委員 先ほどの説明では民間活力導入の策定委員会で市から説明したら、一応それで進んだわけですよ。こんなふうにしていきたいよと言ったら、民間活力導入の後期の策定委員会で、意見として3つ、考え方の整理だとか、荒川沖保育所の継続の手法と、公立の役割の明確化などそういうことについて意見があって、民間活力導入について今まではこうだったんだけど、後期計画ではと。策定委員会で今まではいいやと思ったのかなと感じたんですけど。それは向こうにお任せするしかないのかなと。

○塚原委員長 それは私もそれに出ているのでいろいろお話をお伺いしたんですけど、やはりこの会議に出ている委員の方から民間活力導入の会議じゃなかったのという意見があったり、下村委員の言われていた歴史と文化のために残すんじゃないよねという話も当然ありました。その中で今いろいろなニーズを対応していく為に必要なのではないかと意見が出ていまして、そこで市がそういう方向でやっていくのであれば、後期の計画をそういう形で進めても良いのではないかと意見が出されました。その中で今話があった3つの何の為に残すのか、どういうふうに残すのか、あり方を明確にしましょうというのが今度会議があるかと思っておりますので、そこでうたわれてくるかと思っております。その中で今まで懸案であった認定こども園をどうするかということではそういう話が進んでいました。それが出てきて最終的に皆さんの方でその結果を踏まえて判断いただければと思うんですけど。だいたい市の方向性はこの委員会の中で出てきたかという

ふうに考えています。

○田子委員 公立保育所存続の方向性ということで良かったなあというところが正直なところでは。認定こども園の改修について何ですけど、私の意見としては長寿命化ということも出ていますので、新築ではなく改修の方が良いのではないかと。子どもたちが安全に過ごせるというのが確認されるのであれば、開園までの期間も短くて済みますので改修の方が良いのではないかと考えています。

○塚原委員長 他に皆さんからありますか。

(「なし」の声あり)

○塚原委員長 以上で文教厚生委員会を閉会します。皆さん長時間にわたりご苦労さまでした。